

ボランティア袋を申請される皆様へ

ボランティア袋とは

個人又は自治会等の団体が地域の環境美化を目的に、公園や公道などその他公共の場所を義務なく無償で清掃していただいた際に、無料でごみを出すことができる袋です。

ボランティア袋の種類は5リットルと40リットルの2種類です。

1回の申請で、個人の場合は50枚、自治会等の団体の場合は100枚を限度として、10枚単位でお渡しします。

※家庭から出る落ち葉や雑草等は、これまでと変わらない方法で出すことができます。
※これまでどおり、透明または半透明の袋でも出すことができます。

申請場所（問い合わせ先）

環境安全部ごみ対策課 八幡町 2-10-10 ☎042-473-2117

※ただし、自治会等の団体で特定の場所（公園や公道など）を清掃する場合に限り、公園清掃については、環境政策課（市役所5階）、公道清掃については管理課（同5階）で申請ができます。

※受付時間は、土曜・日曜日、祝日、年末年始の休みを除く午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）

ボランティア袋の排出方法

個人の場合

お住まいの地域の収集日に家庭ごみと一緒に、袋制限内で出すことができます。（袋制限を超えてしまう場合については、ごみ対策課に連絡をしてください。）

自治会等の団体の場合

申請をする際に、排出場所などの調整をしてください。

※集めたごみにも分別が必要です。びん・缶・PETボトルなどで汚れているものは、燃やせないごみとして出してください。

注意事項

- ①ボランティア袋には、家庭から出るごみや事業系ごみは、絶対に入れないでください。
- ②集めたごみは、分別してボランティア袋に入れてください。
- ③ボランティア袋には、地域のイベントや祭りなどで出たごみは、絶対に入れないでください。
- ④共同住宅の集積所のルール違反のごみや私有地に不法投棄されたごみは、絶対に入れないでください。

ボランティア清掃を行うのは個人・団体の
どちらですか？

団体

(自治会・協会・商店
会・近所の有志など)

個人

ボランティア清掃をする
場所はどこですか？

ごみ対策課へ
申請

家の周りや遊歩道、
公園など様々なと
ころを清掃

公道やその植込、
側溝を清掃

公園の
落ち葉等
を清掃

ごみ対策課へ
申請

管理課へ申請

環境政策課へ
申請